

# 私立高等学校等授業料等減免等事業補助金

## 1 趣旨

県内の私立高等学校、私立特別支援学校の高等部、私立専修学校、私立小学校又は私立中学校に在学する児童生徒で経済的理由により修学が困難な者に係る授業料及び入学金の負担の軽減を図るため、学校法人が行う授業料等の減免に係る経費に対し、また、県内の私立小学校又は私立中学校に在学する低所得世帯に属する児童生徒に係る授業料に対し補助するもの。

## 2 対象

次の要件に該当する生徒を対象とした授業料の減免補助

- (1) 高等学校等（全日制課程）
  - ア 低所得世帯（年収 620 万円未満）
  - イ 不慮の災害により授業料を納付することが困難と認められる世帯
  - ウ 家計の急変により授業料を納付することが困難と認められる世帯（年収 590 万円未満）
- (2) 高等学校等（専攻科課程）
  - ア 不慮の災害により授業料を納付することが困難と認められる世帯
  - イ 家計の急変により授業料を納付することが困難と認められる世帯（年収 380 万円未満）
- (3) 専修学校（高等課程）
  - ア 低所得世帯（年収 620 万円未満）
  - イ 不慮の災害により授業料を納付することが困難と認められる世帯
  - ウ 家計の急変により授業料を納付することが困難と認められる世帯（年収 590 万円未満）

## 3 令和3年度スケジュール（予定）（※低所得世帯に対する授業料減免）

- |              |                        |
|--------------|------------------------|
| ① 事業計画書提出依頼  | 10 月（就学支援金 7 月以降加算決定後） |
| ② 交付内示       | 11 月                   |
| ③ 交付決定       | 11 月                   |
| ④ 前金払        | 12 月                   |
| ⑥ 変更申請依頼     | 1 月                    |
| ⑦ 変更交付決定     | 3 月                    |
| ⑧ 実績報告（完了確認） | 3 月（3 月 31 日付けで完了確認）   |
| ⑨ 精算払        | 4 月                    |

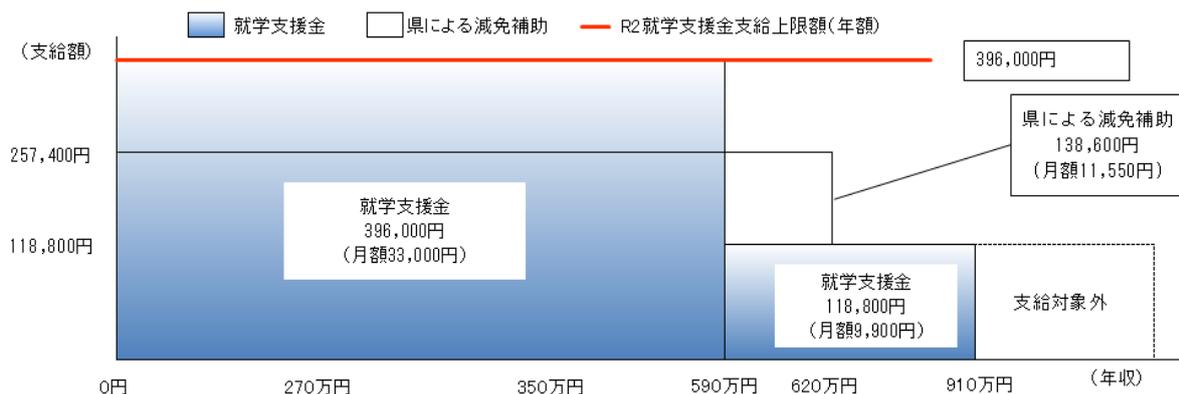
## 4 支給上限額

- (1) 高等学校等（全日制）

- ① 低所得者世帯

納入する授業料の月額（就学支援金除く）

- ・ 世帯年収 590 万円以上相当 620 万円未満相当 月額上限 21,450 円



- ② 不慮の災害により授業料を納付することが困難と認められる世帯（就学支援金の支給限度額まで）
- ・ 納入する授業料の月額（就学支援金除く） 月額上限 33,000 円 =396,000 円÷12
- ③ 家計の急変により授業料を納付することが困難と認められる世帯
- 納入する授業料の月額（就学支援金除く）
- ・ 世帯年収 590 万円未満相当 月額上限 33,000 円 =396,000 円÷12
- ※ 令和3年度においても引き続き、新型コロナウイルス感染症により収入額が大幅に減少した世帯についても家計急変の対象とする。

(2) 高等学校等（専攻科）

- ① 不慮の災害により授業料を納付することが困難と認められる世帯（専攻科支援金の支給限度額まで）
- ・ 納入する授業料の月額 月額上限 35,600 円
- ② 家計の急変により授業料を納付することが困難と認められる世帯
- ・ 年収 270 万円未満相当 納入する授業料の月額 月額上限 35,600 円
  - ・ 年収 270 万円以上相当から 380 万円未満相当 納入する授業料の月額の 1/2 月額上限 17,800 円
- ※ 令和3年度においても引き続き、新型コロナウイルス感染症により収入額が大幅に減少した世帯についても家計急変の対象とする。

(3) 専修学校（高等課程）

- ① 低所得者世帯
- 納入する授業料の月額（就学支援金除く）
- ・ 世帯年収 590 万円以上相当 620 万円未満相当 月額上限 21,450 円
- ② 不慮の災害により授業料を納付することが困難と認められる世帯
- 納入する授業料の月額（就学支援金除く） 月額上限 33,000 円
- ③ 家計の急変により授業料を納付することが困難と認められる世帯
- ・ 世帯年収 590 万円未満相当 納入する授業料の月額（就学支援金除く） 月額上限 33,000 円
- ※ 令和3年度においても引き続き、新型コロナウイルス感染症により収入額が大幅に減少した世帯についても家計急変の対象とする。